

ベトナムの公文書館制度について

国立公文書館 米川 恒夫

1. はじめに

2006年3月国立公文書館アジア歴史資料センター長石井米雄、同センター調整専門官牟田昌平、同センター係員大田智志郎、統括公文書専門官室公文書専門官米川恒夫の4名が、フィリピン共和国及びベトナム社会主義共和国に出張し、両国においてセミナー（国立公文書館及びアジア歴史資料センターの紹介並びにアジア歴史資料センターのデジタルアーカイブのデモンストレーション）を開催するとともに、両国の国立公文書館等を視察した。

ベトナム社会主義共和国には2006年3月14日（火）夕方に到着し17日（金）まで滞在した。初日（3月15日）はハノイ市にある内務省のベトナム国家記録文書局（The State Records and Archives Department of Vietnam）においてセミナーを開催するとともに、同局の下部機関（公文書館）である第一国立公文書センター（ハノイ市）及び第三国立公文書センター（ハノイ市）を視察した。翌日（3月16日）は、ハノイ市から1,200キロメートル以上南にあるホーチミン市（旧サイゴン）に移動し、翌々日（3月17日）、ホーチミン市にある第二国立公文書センターにおいてセミナーを開催し、同センターを視察した。

国立公文書館関係者がベトナムを訪問するのは初めてであったが、訪問したベトナム国家記録文書局及び同局の下部機関（公文書館）である三つの国立公文書センターは、いずれも、非常に友好的であり、国立公文書館及びアジア歴史資料センターのデジタルアーカイブについて強い関心を示した。特に、アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブについては、出席者からシステムの目的、利用方法、ベトナムに関する所蔵資料の有無等について活発な質疑応答がなされ、非常に有益なシステムであるとの高い評価を得た。

ベトナムはGDP（2004年）でみると約390億ドルであり日本の約46,692億ドルに比べると100分の1以下であるが、公文書館制度に対する政府の認識は非常に高く、人材養成も含めて国家事業として取り組んでいる。

ちなみに、ベトナム国立公文書センターの体制（職員数）は、三施設合計で約270人である。ベトナム国立公文書センターの人に、日本の国立公文書館は一施設42人である旨を説明したところ、非常に驚いていた。

ベトナムでは、国の文書の保存に関する法律も整備されており、指定された国家機関の文書は一定期間（10年）経過後に国立公文書センターへ移管することが義務付けられている。内務省国家記録文書局が国家の文書管理を集中的・統一的に行ってお

り、全体的な文書管理の中での公文書館（国立公文書センター）の役割（文書の保存と利用）を明確に位置付けているなど、ベトナムの公文書館制度は、所蔵資料の目録公開や一般の利用に課題が認められるものの学ぶべき点が多に多い。

ベトナムの公文書館制度の発展の背景には独立（1945年）直後のベトナム民主共和国政府（フランス未承認）がいち早く公文書館図書館局の設置命令を発したこと、その直後にホー・チ・ミン大統領が公文書館の有用性に対する強いアピールを行い、文書（記録）の無断廃棄を禁止したことなどがあり、その国の政府や指導者の意識（公文書館制度に対する理解）が制度の発展に大きな影響を与えることを実感した。

また、ベトナムの第三国立公文書センターの保存修復施設（保存修復センター）には、日本のODAにより最新の保存修復機器等が多数導入されており、第二国立公文書センターでは、保存文書（古書等）の修復に日本の和紙を使用するなど、ベトナムの公文書館と日本は思った以上に関係が深いことが分かった。

今回は、いずれの機関も初めての訪問であり、日程も非常にタイト（セミナー終了後にアーカイブズを視察等）であったこと等から、ベトナムの公文書館制度の全体像を詳細に把握することは困難であった。しかし、日本ではほとんど情報に接する事のないベトナムの公文書館制度を知る上で参考となればと考え、視察時の質疑応答、その際提供された資料等を元に、ベトナムの公文書館制度の概要を報告することとした。なお、相手機関から提供された資料の利用に当っては当館の国際担当の協力をいただいた。

2. 創設及び発展の歴史

ベトナム国家記録文書局から提供された資料によると、ベトナムの公文書館の創設及び発展の歴史は概ね次のような状況であった。

ベトナム独立直後、1945年9月8日、ベトナム民主共和国暫定政府は、国家教育省 Ministry of National Education に文書館図書館局 Bureau of Archives and Library を設立する行政命令を発し、その責任者を任命した。直後の1946年1月3日にホー・チ・ミン大統領が、国家建設において公文書館文書が特別の価値を持つことを強調し、所管官庁の承認なしではどのような記録も破棄を禁止する回状 No. 1C-VP に署名した。

ベトナム政府は、国家による文書館業務の統一的管理をさらに向上させるため、1962年9月4日に行政命令 No. 102/CP を発し、国家の公文書館業務を管理する上で政府を補助し、中央公文書館 Central Archives（現在の国立公文書センター）を直接運営する機関として、総理府 Premier's Office に公文書局 Archives Department を設立した。

1982年11月30日、ベトナム国務院 State Council of Vietnam は国家文書の保護に関する法令 Ordinance on Protection of National Archives を可決した。法令第14条を施行するため、1984年3月1日に、閣僚会議 Council of Ministers がベトナム国家文書局 State Archives Department of Vietnam の機能、責任、管轄及

び組織を規定する行政命令 No. 34/HDBT を制定し、これに基づいて、ベトナム国家文書局が文書局の新しい名称となった。1991年1月25日、閣僚会議議長が、全国規模の記録管理の仕事をベトナム国家文書局に命じる決定 No. 24-CT を発した。1984年から1991年まで、ベトナム国家文書局は閣僚会議に所属していた。

1992年以降、ベトナム国家文書局は組織及び人事に関する政府委員会 Government Committee on Organization and Personnel (現在は内務省 Ministry of Home Affairs) の下に置かれてきた。

ベトナムの公文書館活動を発展させる法的根拠を規定する目的で、2001年4月4日、国会常任委員会が国立公文書館に関する法令を可決した。これを受けて、政府は2004年4月8日、この法令の施行に関する詳細なガイドラインを示した行政命令 No. 111/2004/ND-CP 並びに記録管理に関する行政命令 No. 110/2004/ND-CP を発した。

国立公文書館に関する法令並びに内務省の機能、職務、管轄及び組織構造を規定する2003年5月9日付行政命令 No. 45/2003/ND-CP に従い、2003年9月1日、首相がベトナム国家記録文書局の機能、職務、管轄及び組織に関する決定 No. 177/2003/QD-TTg を発した。この決定に基づき、ベトナム国家記録文書局は公文書及び記録の国家管理においても内務大臣を支援する責任を与えられている。

現在、ベトナム国家記録文書局は16の組織で構成され、6内部部局、10専門機関で構成されている。

中央省庁、事業部門及び地方機関における公文書館の組織及び活動もさらに拡大かつ強化され、特に1997年9月4日に首相 Prime Minister が公文書館業務向上に関する行政命令 No. 726/TTg を発してからは、中央レベルと地方レベルの公文書館のネットワークが形成された。このため、34の省庁及び中央機関が公文書館担当部門を設置している。また、地方行政区及び中央直轄市においては、人民評議会 People's Council 及び人民委員会 People's Committee の事務所に公文書センターを設置している。

ベトナム国家記録文書局の体制は、設置当初10名であったが、現在は307名の職員を抱えており、そのうち150名は第三次教育(中等教育に続く職業又は非職業教育)を受けた者及び大学卒業者であり、修士や博士といった大学院レベルの者も含まれている。なお、各省庁で公文書館業務を担当する職員はおよそ1,300名で、そのうち300名は大学の学位を取得している。地方レベルの公文書館では、40%のアーキビストが学位をもち、50%以上は文書に関する中等教育以上の学校を卒業している。

3. 公文書の管理体制

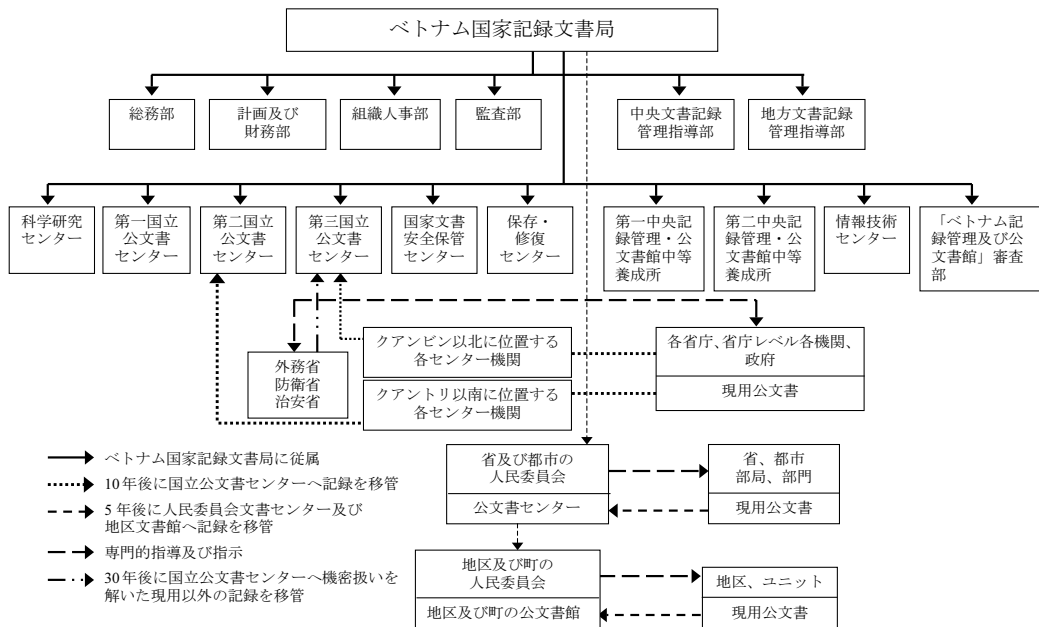
ベトナム社会主義共和国では、内務省の下に置かれたベトナム国家記録文書局が国家の記録及び国家にとって重要な記録(私文書を含む)を法律に基づいて集中的・一元的に管理している。ベトナム国家記録文書局は、国にとって重要な文書記録を収集、取得、保存、利用するための機関と明確に位置付けられており、同局が指定した国家機関の記録は基本的に一定期間(10年)経過後に同局の下部機関である3つの国立

文書センターへ移管することが義務付けられている。

ベトナム国家記録文書局では、 文書及び記録管理に関する法律の作成、 文書管理に関する戦略及び方針等の決定、 公文書館業務及び記録管理に関するガイドラインの策定、 規定に基づく実施計画の策定、 公文書フォンド（記録群）の管理（国立公文書センターの記録や現用文書の選定、保存及び利用についての指導、国家にとって重要な私的文書の収集、保存及び保護を含む）、 統計の作成、 技術的研究と応用、 国際協力の促進、 行政改革プログラムの実施、 紛争・法律違反などの調査・解決、 研修・再教育の実施及び給与調整、 財務管理などを行っている。

これらの業務を行うため、ベトナム国家記録文書局には、6の内部部局（総務部、計画及び財務部、組織人事部、監査部、中央文書記録管理指導部、地方文書記録管理指導部）があり、下部組織として10機関（科学研究センター、第一国立公文書センター、第二国立公文書センター、第三国立公文書センター、国家文書安全保管センター、保存修復センター、第一中央記録管理・公文書館中等養成所、第二中央記録管理・公文書館中等養成所、情報技術センター、ベトナム記録管理及び公文書館審査部）が設けられている。

ベトナム国家記録文書局組織図



ベトナム国家記録文書局の最も重要な任務の一つは、国にとって重要な国家文書記録の管理である。現在、3つの国立文書センターが所蔵する国の重要記録の総延長は約30キロメートルにも及んでおり、所蔵資料の言語（漢喃（Han-Nom:漢字とベトナム語を漢字化した文字の総称）、フランス語、英語、ベトナム語）及び媒体（紙、版木、フィルム、写真、図表、音声記録、視聴覚テープなど）が多彩である。

また、過去数年間ベトナム国家記録文書局では、国立公文書館を守り、利用を促進するために、多数のプロジェクトを実施している。その中には、国立文書センターの保管用建物の建設及び改良プロジェクト、モクバン Moc ban (版木)、チャウバン Chau ban (帝国の記録) 救助プロジェクト、文書館資金改善プロジェクト、ベトナム政府公文書記録群 (Vietnam Archives Fonds) の管理及び業務のコンピュータ化プロジェクト、国立公文書館安全保存プロジェクトなどがある。

(視察)

セミナーを行ったベトナム国家記録文書局はハノイ市の中心部にあり、左右に大きなウイングを持つ5階建ての堂々とした建物であるが、行政機関であり、公文書館(国立公文書センター)は別にあるとの理由から施設の視察はできなかった。なお、セミナーでは同館でインターネットを使用した。ネット環境は非常によく整備されている。



ベトナム国家記録文書局 (ハノイ市)

(質疑応答結果)

日本の国立公文書館からの質問に対し次の趣旨の説明があった。

ベトナム国家記録文書局の下部組織である三つの国立公文書センターの職員数は全体で約270人である(国立公文書センター毎の内訳は不明)。

ロシアと公文書館交流について調印しており、中国とも同様の調印をする予定である。

国家記録文書局では政府記録全般の管理を行っており、作成取得から10年を経過した中央政府機関の文書は、現用文書(保存期間満了前の文書)であっても、国家記録文書局に移管することが法律で義務付けられている。

国家記録文書局では、政府機関から国家記録文書局へ移管すべき文書をあらかじめ指定しており、国立公文書センター(第三国立公文書センターと第二国立公文書センター)が実際の移管業務を行っている。

4. 中央機関の公文書の管理

中央機関(省庁)の公文書については、ベトナム国家記録文書局中央文書記録管理指導部が管理している。中央機関の公文書のうちベトナム国家記録文書局が指定した公文書については、作成取得から10年後に国立公文書センターに移管される。ただし、外交・国防・治安(外務省、国防省、治安省)に関する公文書については、作成取得から30年後に機密扱いを除いた現用以外の記録を移管することとされている。中央機関の公文書に関する実際の管理業務は、ベトナム国家記録文書局の下部機関である国立文書センターが行っている。

ベトナムでは、中央機関の公文書の管理エリアを南北に分けており、北部の中央機

関の公文書については、第三国立公文書センター（ハノイ市）が、南部の中央機関の公文書については第二国立公文書センター（ホーチミン市）が管理している。第三国立公文書センター及び第二国立公文書センターは管轄の中央機関に対して公文書の管理に関する指導・指示を行っており、中央機関は作成取得から10年を経過した公文書（現用文書を含む。）をそれぞれの国立公文書センターへ移管している。なお、第一国立公文書センター（ハノイ市）は、主に15世紀から1945年までの書籍及び文書等を保存しており、1945年以降の中央機関の文書は所蔵していない。

5. 地方機関の公文書の管理

ベトナム国家記録文書局地方文書記録管理指導部が地方機関の文書を管理している。ベトナムは共産党一党体制であり、中央機関も地方機関もすべて国家機関である。このため、日本の地方自治体とは位置付けが異なる。

ベトナムには64の地方行政区（59省と5つの中央直轄市）があり、地方機関（地方にある国家機関）の保有する公文書（現用文書を含む。）は作成取得から5年後に地方の人民委員会の下にある公文書センターに移管する仕組みとなっている。ベトナム国家記録文書局は地方の人民委員会に文書管理に関する指導・指示を行っており、同局の指導・指示を受けた地方の人民委員会が管轄の地方行政機関に対して指導・指示を行っている。

6. 所蔵資料

ベトナムは紀元前100年頃から紀元10世紀中頃まで中国に支配されていたため、漢字文化が浸透し、20世紀初頭（1919年）までの文書は、漢字又はベトナム語を漢字化した字喃（チュノム）で記載されている。現在、この漢字と字喃は総称してHan-Nom（漢喃）と呼ばれている。しかし、ベトナムは1919年の科挙の廃止に合わせてHan-Nomを廃止し、その後は、19世紀初頭にフランス人宣教師が考案し、民衆に広めたベトナム語をローマ字表記した「国語（クオックグー）」を使用している。このため、現在、一般のベトナム人は自国で所蔵する文書でありながら国語（ローマ字表記）以外で記録された文書（Han-Nom等）については読むことができない。

ベトナムでは10世紀中頃ゴ・朝が興り中国の支配から脱し、その後、多数の王朝が盛衰を繰り返し、グエン朝（1802年～1945年）まで続いた。しかし、1883年頃からフランスの植民地化が始まり、1940年～1945年の日本軍の進駐を経て、1945年に独立を宣言しベトナム民主共和国を樹立（フランスは独立未承認）したが、フランスとの独立戦争（第一次インドシナ戦争）が起こり、1954年のジュネーブ協定により国土が北ベトナム（ベトナム民主共和国統治）と南ベトナム（ベトナム国統治、1955年からベトナム共和国統治）に分割された。その後、南部においてアメリカの支援を受けたベトナム共和国と南ベトナム開放民族戦線との戦争（第二次インドシナ戦争）が始まり、1965年にアメリカ軍が直接介入したが、1976年の南北統一によりベトナム社会主義共和国が成立した。ベトナムでは、相次ぐ戦争や紛争等で貴重な文書を多

数失っている。

上記のような歴史から、ベトナムの三つの国立公文書センターが所蔵する資料の文字は、Han-Nom（漢喃）、フランス語、英語、ベトナム語など多様で、媒体も紙、版木、フィルム、写真、図表、音声記録、視聴覚テープと多様である。三つの国立公文書センターにはベトナムの15世紀初頭から現在までの資料が所蔵されている。

ベトナムでは、所蔵する資料を 封建（王朝）時代からベトナム民主共和国の独立宣言のあった1945年まで、1945年から南北が統一されベトナム社会主義共和国が成立した1976年まで、1976年から現在までの3つに大別しており、三つの国立公文書センターがそれぞれ分担して所蔵している。

また、ベトナムは国土が南北に長く、1954年から1976年まで南ベトナムと北ベトナムに分かれていたことから、基本的に、北のハノイ市にある第一国立公文書センター及び第三国立公文書センターが北部の資料を、南のホーチミン市にある第二国立公文書センターが南部の資料を管理している。

なお、ベトナムは高温多湿であり、文書の長期保存が困難であるため、国立公文書センターでは、歴史文書を中心に所蔵資料のデジタル化を積極的に進めている。

7. 国立公文書センター

日本の国立公文書館に当るベトナムの施設は国立公文書センターであり、ハノイ市とホーチミン市に計3施設が設置されている。ハノイ市には第一国立公文書センター及び第三国立公文書センターが設置されており、ホーチミン市には第二国立公文書センターが設置されている。なお、第二国立公文書センターでは2回目のセミナーを実施し、その際インターネットを使用した。ネット環境は非常によく整備されている。

第一国立公文書センターは、封建（王朝）時代からベトナム民主共和国の独立宣言のあった1945年までの歴史的資料を保存している。第三国立公文書センターは1945年から南北が統一されベトナム社会主義共和国が成立した1976年までの政府機関等の資料及び1976年から現在までの北部（クアンビン省以北）の中央機関の公文書等を保存している。第二国立公文書センターは、ベトナム南部の封建時代の歴史的資料及び1945年から1976年までの南ベトナム関係資料（ベトナム共和国政府、革命暫定政府、解放民族戦線の機関及び団体等に関するもの）並びに1976年から現在までのクアントリー省以南の中央機関の公文書等を保存している。各国立公文書センターの状況は次のとおりである。

(1) 第一国立公文書センター（1962年9月4日設立、1988年9月6日改称）

第一国立公文書センターは、主にベトナムの封建時代（版木の記録を除く）並びにトンキン（ベトナム北部）及びインドシナのフランス植民地時代の重要な文書記録を収集、取得、保存及び活用を行っている。所蔵資料は、1488年から1945年までの書籍及び文書等である。主な所蔵資料は次のとおりである。

Han-Nom（漢喃）記録（ベトナム封建時代の王朝に書かれたもの）（1802年 - 1945年）。(グエン朝（帝国）の記録、フランス統治時代のグエン朝の記

録等。)

フランス語記録 (インドシナ及びトンキンのフランス統治行政によって書かれたもの) (1858年 - 1945年)。(インドシナ総督、同総督代理の作成文書等)

北ベトナムのフランス傀儡政府の時代に書かれた記録 (1945年 - 1954年)

科学・技術記録 (1945年までのトンキンにおける 200以上の建築物、灌漑工事及び交通システムに関するもの)

歴史書、定期刊行物、評論、官報 (1945年までに出版されたもの)

(視察)

第一国立公文書センターはハノイ市内にありベトナム国家記録文書局からもさほど遠くない所にある。歴史の感じられる4階建ての建物であり、1階の閲覧室の入り口付近の窓にはすべて丈夫な金網が張られている。

第一国立公文書センターの閲覧室を視察した。

同センターは独立宣言 (1945年)以前の資料 (歴史資料)を所蔵している。

閲覧室には、受付があり、20人から30人が閲覧できる。また、閲覧室にはデジタル情報の閲覧用PC (1台)がある。また、展示用文書がガラスケースの中に展示されている。

視察中には閲覧者の姿はなかった。

壁一面にフランス統治時代からある図書カードのボックスが置かれ、利用者はこのカードで検索を行うことができる。利用方法は受付で相談できる。

重要な資料を中心に Han-Nom文書の電子化を進めており、許可を得れば閲覧用PCでデジタル情報を閲覧できる。

室内は禁煙であり写真も許可されていない。デモンストレーションの際のPC画面であっても閲覧室は撮影禁止であることを理由に写真撮影は許可されなかった。

(質疑応答結果)

日本の国立公文書館からの質問に対し次の趣旨の説明があった。

Han-Nom (漢喃) 記録及びフランス語記録 (インドシナ及びトンキン) への閲覧が多い。これらの資料は日本のベトナム研究者も利用している。



第一国立公文書センター (ハノイ市)

Han-Nom資料を整理した詳細な目録が作成されているが、内部の業務資料であり、一般への公開はしていない。

(2) 第三国立公文書センター（1995年6月10日創設）

第三国立公文書センターには、ベトナム民主共和国（1945年 - 1976年：民主共和国の独立宣言から、南北分割による北ベトナムの統治まで）及びベトナム社会主義共和国（1976年に南北統一、現在に至るまで統治）のクアンビン省以北に位置する中央機関及び団体の重要な公文書等を所蔵している。

主な所蔵資料は次のとおりである。

行政記録（300の国家中央機関、団体の行政文書であって、1945年から現在までに作成されたもの）

科学・技術記録（行政区境界地図、ホー・チ・ミン廟等重要な建造物の設計及び建設の記録等）

視聴覚記録（6,000巻以上の音声記録及びテープ、35万点以上の記録写真、数百のビデオテープ、ドキュメンタリー、ニュース映画等）

個人の書類及び記録（私文書、著名な科学者、作家、芸術家、社会活動や政治活動の代表的人物の創作原稿等を含む）

（視察）

第三国立公文書センターはハノイ市内にありベトナム国家記録文書局からもさほど遠くない場所の広い敷地の中にある。正面玄関の新館は10階建ての近代的且つ大規模なビルであり、隣接する旧館も3階建てはあるが相当の大きさがある。また、敷地内には別に3階建ての保存修復センターがあり、日本のODAによるものであることを明示した最新の保存修復機器等が多数設置されている。他にも2階建て又は3階建ての建物（用途未確認）が多数（3棟～4棟）ある。

第三国立公文書センターの書庫、写真室、音声資料室、修復室等を視察したが、閲覧室は視察できなかった。

同センターは、1945年以降の資料（国家機関の公文書等）を所蔵している。書庫には写真、音声や映像テープ専用の保存室（室温16度）があり、音声



第三国立公文書センター（ホーチミン市）

テープをデジタル化する作業も行われている。所蔵資料の中には日本に関する資料（日本共産党議員の国会演説の音声記録等）も相当数含まれている。

個々の文書は整理と保存のため、一定のボリュームにまとめられ、白地のやや厚めの紙でカバーをかけて編綴している。表紙の記載事項はフランスの公文書館の記載方法を参考にしている。

(質疑応答結果)

日本の国立公文書館からの質問に対し次の趣旨の説明があった。

国立第三公文書センターは1945年以降の資料を所蔵しているが、ホーチミン氏に関する資料は、共産党が管理しているため、同センターでは所蔵していない。

アメリカの公文書館と同じ文書の保存用ボックスを使用している。

研究者の利用が認められるが所蔵資料の閲覧に当っては許可が必要である。

(3) 第二国立公文書センター（1976年11月29日設立、1988年8月8日改称）

第二国立公文書センターは、ハノイ市から南に約1200キロメートル離れたホーチミン市に設置されている。同センターは、1802年から現在までの記録文書（紙）を総延長で約14キロメートル、ディスクを約4,400枚、音声記録テープを約600本、写真及びネガを約7万点所蔵している。

同センターの所蔵する資料は、ベトナム中部及び南部（安南及びコーチシナ）の封建（王朝）時代、フランス統治時代、南ベトナムの革命政府、ベトナム共和国政府及び同解放民族戦線等に関する資料並びにベトナム社会主義共和国成立後のクアントリ省以南に位置する中央機関の公文書等である。

主な所蔵資料は次のとおりである。

行政記録（封建時代、フランス統治時代、南ベトナム時代、ベトナム社会主義共和国時代の南部の記録文書等）

科学・技術記録（1862年から1975年までの地図及び地図帳）

視聴覚記録（1975年以前に作成された写真、フィルム、ニュース映画、音声記録等）

版木記録（グエン朝（1802年～1945年）等が作成した文書、書籍及び文献の木製版木（55,000点）、版木の文字は紙とCDROMでも保存）、書籍及び論文記録（17,930点の書物）に分けられる。

(視察)

第二国立公文書センターはホーチミン市の中心にあり、建物は8階建てである。玄関のある建物正面は比較的狭いが、奥行きが広く、全体としては相当大的な建物である。所蔵資料は約16,000冊、職員は52人との説明があった。

第二国立公文書センターの書庫、閲覧室、修復室等を視察した。

第二国立公文書センターには、ベトナム南部の封建時代（主にグエン朝（1802年～1945年））の資料、フランス植民地時代（1887年～1954年）の資料、

ベトナム民主共和国の独立宣言からベトナム社会主義共和国成立までの南ベトナム関係資料（共和国政府、革命暫定政府、解放民族戦線の機関及び団体等に関する資料（1945年～1976年））及びベトナム社会主義共和国成立後のクアントリ省以南の中央機関の公文書等（1976年から現在まで）が保存されているとの説明があった。



第二国立公文書センター（ハノイ市）

案内された書庫は壁と書架が白で統一されており、資料も整然と整理されており非常にきれいである。所蔵資料は、ファイル、冊子ともに書架に縦に置かれている。

書庫には消火器は置いているがスプリンクラーはない。消火はガス（説明では二酸化炭素）で行っており室内にガスの噴出口が確認された。

書庫内の出入り口に監視カメラが備え付けられている。

書庫にはフランス式の燻蒸施設が備え付けられている（使用ガスは不明）。

閲覧室は建物2階にあり、入り口に受付がある。20人から30人が閲覧できる広さがある。デジタル情報閲覧用PCも複数（3～4台）設置されている。

視察時も、4、5人の閲覧者があり、フランス人の若い研究者も閲覧していた。

閲覧室の入り口に、利用に当たっての注意書きが「ベトナム語」と「英語」で表示されている。

重要な Han-Nom 資料が電子化され、許可を得ればPCでデジタル情報を閲覧できる。デモンストレーションの際のPC画面の写真撮影については特に制限がなかった。

所蔵資料（特に Han-Nom 資料）の修復には、日本の和紙が修復用台紙として使用されている。修復部門の職員は日本の援助で日本へ行き修復技術を習得している。その際、和紙の産地である高知県の生産者へも訪問している。なお、和紙は修復用の台紙として大変優れているが値段が高いため日本の援助で購入しているとのことであった。

（質疑応答結果）

日本の国立公文書館からの質問に対し次の趣旨の説明があった。

所蔵資料には一般に公開しているものとしていないものがある。公開していない資料の閲覧を希望する場合は、当館に置いてある「閲覧許可申請」に必要事項を記入し閲覧窓口に提出する必要がある。受け付けた「閲覧許可申請」は当館からハノイの国立国家記録管理局に送り、同センターが審査する。審査結果は通常1週間かかる。

法律で、政府機関は（作成取得から）10年経過した公文書を公文書館へ移管することが決められている。政府機関は公文書館への移管を拒むことはできない。年に1度公文書館の職員が政府機関に出向いて移管文書を選定している。移管すべきものはベトナム国家記録文書局が指定している。

地方にも公文書館が64あるが、ベトナムでは一般への印刷物を扱う図書館と政府文書を扱う公文書館は明確に分けられており、二つの施設は別に設置されている。

公文書館の職員になるためには、大学で歴史学等所定の専門課程を修了し、更に、公文書館の職員となるための資格試験に合格する必要がある。

フランスの進んだ文書管理技術を学ぶため、毎年フランスの公文書館に職員を派遣している。

Han-Nom 資料を多数所蔵しているが、現在では使われていないため一般の人は読むことができない。このため、大学で Han-Nom を読める学生を養成（年間30人程度）しており、公文書センターもその中から職員を採用している旨の説明があった。

第二国立公文書センターには、フランス、ロシア、カナダ、日本、米国などから多数の研究者が訪れている。日本のベトナム研究者の協力もあり、所蔵資料を紹介した印刷物も刊行している。

8. 国立公文書センター所蔵資料の利用方法

国立公文書センターの閲覧室は、月曜日から金曜日まで（金曜の午後、土曜日、日曜日及び休日を除く）開館している。開館時間は、8時から11時30分及び13時30分から16時までとされている。ただし、第二国立公文書センターの入り口に掲示してある利用規則では、開館時間は、8時から11時及び13時30分から16時までとなっている。

三つの国立公文書センターの所蔵資料は基本的に閲覧室で閲覧できることとされているが、閲覧室の利用に当たっては、いずれも、原則として、所属大学や所属研究機関等の紹介状等の提示が必要である。また、所蔵資料の閲覧又は複写に当たっては閲覧室受付へ閲覧申込書又は複写申込書の提出が必要であり、基本的に全て許可制である。なお、閲覧室には検索用の目録が備え付けられているが、内部の業務用目録は公開されていない状況が認められた。

利用者から提出された閲覧申込書又は複写申込書は受け付けた国立公文書センターからハノイのベトナム国家記録文書局に送られ、同局の許可を得る必要がある。ベトナム国家記録文書局の回答には1週間程度かかる。なお、所蔵資料の閲覧は無料であるが、複写は有料となっている。

実際にベトナムの国立公文書センターを研究で利用した日本の利用者の話では、日本人の場合、閲覧室の利用に当たっては、まずベトナム側の受け入れ研究機関等の紹介状が必要とのことであった。また、閲覧も複写もすべて許可制で時間がかかるので、

内容にもよるが一通りの調査を行うためには相当の時間（1月～2月）が必要とのことであった。また、閲覧や複写に対するベトナム国家記録文書局の審査結果については、利用者が閲覧や複写の申込みをした国立公文書センターへ照会する必要があるとのことであった。なお、所蔵資料の複写については、ベトナム国家記録文書局の許可と同時に複写物を受け取ることができるが、日本のコンビニ等のコピー代に比べ料金が非常に高い印象を受けたとのことであった。

(参考)

ベトナム第二国立公文書センターの閲覧室入口に貼られている閲覧規則（ベトナム語と英語で表記）の内容は概ね次のとおりである。

観 覧 室 規 則

第1条：

閲覧室は、毎日開館する。（但し、金曜日の午後、土曜日、日曜日と休日は除くものとする。）閲覧申込みの受付は、8時から11時及び13時30分から16時までの間とする。

第2条：閲覧者

- ・ 閲覧者の権利：閲覧者は認可を得た主題に関するアーカイブズ資料を研究することができる。
- ・ 閲覧者の責任：
 - 1 第二国立公文書館における「資料協議会業務に関する館長暫定規則」及び「閲覧室規則」を適切に実行すること
 - 2 閲覧室職員の指示を厳守し実行すること：
 - a レファレンス機器システムおよびレファレンス資料の使用について
 - b 資料の閲覧および複写の請求のための書式記入について
 - 3 研究の過程における資料の保全保護に対する責任を負うこと
 - 4 閲覧室入室時には、紳士的な服装で、礼儀正しく振舞うこと
- ・ 閲覧者が禁止されていること：
 - 1 閲覧室職員の許可なく閲覧室の中へ資料を持ち込むこと、また、閲覧室の外へ資料を持ち出すこと
 - 2 アーカイブズ資料に対し切取、破損、書込をすること
 - 3 他の人の資料を読むこと
 - 4 閲覧室内での、携帯電話の使用、個人的な会話、喫煙

第3条 閲覧室職員：

- 1 以下に挙げる事項を適切に実行する責務を負う：
 - a 資料協議会業務に関する館長暫定規則
 - b 閲覧室規則
 - c 閲覧室における閲覧者に対し行うサービスの手順、上記規則を適正に実行するために閲覧者を指導する手順
- 2 閲覧者に提供される資料の構成とレファレンス機器を確実に理解する

- 3 閲覧者に対し、紳士的な服装、また、心のこもった、誠実で、礼儀正しい態度で接する
- 4 閲覧者に対し、適切な指針に則ることを確実にする、困難や問題を誘引しない
- 5 保守・安全について - 閲覧者に対しサービスを行う過程において資料を警備する
- 6 館長の定める規則に反して、閲覧室で発生した事件および閲覧者の要求を責任者に即座に報告する
- 7 館長の許可を得た場合に限り、閲覧者の記録について調査を行う
- 8 目的を完全に理解する：国の公文書資料を保全保護し、効果的な使用がなされるよう系統だてる。

第二国立公文書館館長

9. 人材育成

ベトナム国家記録文書局には、文書及び記録管理に関する中等養成機関が二つ（第一中央記録管理・公文書館中等養成所（ハノイ市）、第二中央記録管理・公文書館中等養成所（ホーチミン市））があり、記録管理、文書館、経営及び事務局の仕事について中等教育レベルの職員を養成（2年間）している。

また、ベトナムでは、学部学生、大学卒業生、大学院生レベルのアーキビスト養成については、ハノイ人文社会科学大学の史学・事務管理学部等が行なっており、国立公文書センターはこれらの大学から専門家（アーキビスト）を採用している。

国立公文書センターでは一部の専門家をフランスの公文書館へ留学させており、海外の進んだ公文書の管理技術を取り入れている。

10. 保存・修復センター

保存・修復センターは国立文書センターその他の機関から修理・修復対象の報告を受けている。記録及び書籍の修復のため、長期及び短期計画を作成し、国家文書記録の修理及び修復、殺菌、消毒、脱酸作業等を行っている。また、保存・修復に当っては対象となる記録及び文書を見極めた上で組織及び担当者の調整を行っている。

（視察）

保存・修復センターはハノイ市にあり、3階建ての大きな建物であり、第三国立公文書センターと同じ敷地内にある。建物1階の修復室は広く、日本のODAにより修復機器も充実しており、日本の国立公文書館以上に整備されている。なお、修復機器には日本のODAによるものであることが明示されている。

11. 国際協力

ベトナム国家記録文書局は国際公文書館会議（ICA）、国際公文書館会議東南アジア支部（SARBICA）、国際フランス語圏文書館協会（AIAF）のメンバーである。さらに、地域内及び世界各地の様々な国々の公文書館と二国間協力を行っている。

12. 科学・技術の研究と応用

ベトナムでは、国家記録文書局が科学研究センターや情報技術センターを設置して科学的な文書管理についての研究や業務のIT化を進めている。

科学研究センターは、文書館業務及び記録管理分野並びに他の関連分野における理論的及び実際の問題を研究している。同センターは、全国規模で文書館業務のあらゆる作業に、科学及び技術の進歩を応用し、実施するための研究をすること、文書館の職業における研究作業、規格化、品質評価、イニシアチブ、革新を管理すること等を任務としている。

情報技術センターは、情報技術の応用ための年間長期計画の作成、記録管理及び文書館業務のためのアプリケーションソフトウェアの開発、国家記録文書局の各課及び公文書館部門等のIT化の援助、ネットワーク及びそのホームページの開発・維持等を任務としている。

13. ベトナムの公文書館制度の印象（まとめ）

ベトナム社会主義共和国の公文書館制度については、限られた視察や資料による見聞ではあるが、全体をまとめると次のような印象をもった。

ベトナムの公文書館制度の背景には、国が長期にわたり外国の支配や介入を受け、国家の文書が長期間に渡り支配者の国の言語（外国語）で記録されてきたという苦難の歴史がある。このため、なんとしても独立国家になり、国家の歴史を自らの文字（ベトナム語）で記録し、それらの文書を集中的・統一的に管理して、国家（ベトナム）の存在と歴史を証明する資料として後世に残したいという強い意志が感じられる。

このため、1945年のベトナム独立宣言直後、ベトナム民主共和国暫定政府は、国家教育省に文書館図書館局を設立する行政命令を発し、その責任者を任命している。また、いち早く国の指導者（ホー・チ・ミン大統領）が、国家建設において公文書館が特別の価値を持つことを強調し、公文書の無断廃棄を禁止している。ベトナムの公文書館制度は、政府と指導者の強い意志のもとに誕生したことから、文書管理は国家事業となり、文書管理の中心に公文書館（国立公文書センター）が位置付けられている。ベトナムの公文書館制度については、国家としての取組み、法的整備、組織体制の充実、施設の整備、人材育成等学ぶべき点が非常に多い。ただし、所蔵資料の目録公開や利用については、目録の公開が限定されており、所蔵資料の利用も原則許可制となっているなど、課題があると感じられた。

ベトナムの公文書館は文書の保存体制が充実しており、今後、所蔵資料の目録公開や一般の利用（閲覧）を進めることができれば、アジアで最も進んだ公文書館の一つになるのではないかと感じられた。

なお、今回の視察等で特に印象に残った点は次のとおりである。

ベトナムの公文書館制度の創設及び発展の背景には独立（1945年）直後のベトナム民主共和国政府がいち早く公文書館図書館局の設置命令を発したこと、ホー・チ・ミン大統領が公文書館の有用性に対する強いアピールを行い、記録の無断廃

棄を禁止したことなどがある。

ベトナムでは文書管理を国家の重要政策として明確に位置付け、法律に基づく文書管理システムを構築している。

内務省のベトナム国家記録文書局が国家の記録及び国家にとって重要な記録(私文書を含む)の管理を集中的・一元的に行っている。

文書管理に関する実際の業務(移管、保存、利用等)はベトナム国家記録文書局の下部機関である三つの公文書館(国立公文書センター)が行っている。

ベトナム国家記録文書局は地方行政区画(64)の国家機関の公文書についても地方の人民委員会を通じて管理しており、実質的に国全体の文書を管理している。

ベトナム国家記録文書局には、6の内部部局と10の専門機関が設けられており、文書管理を確実にを行うための組織体制が充実している。

ベトナム国家記録文書局の専門機関10の中には、三つの国立公文書センターが含まれており、多数の職員(約270人)を当てている。

ベトナム国家記録文書局の専門機関10の中には、科学研究センターや情報技術センターが含まれ、積極的に科学的な文書管理法やIT技術の導入を図っている。

ベトナム国家記録文書局は2つの公文書館中等養成所を設置しており、中堅職員の人材育成に力を入れている。

国立公文書センターは大学等で所定の専門教育を受けた者を専門家(アーキビスト)として採用するなど専門性の確保に努めている。

国立公文書センターでは一部の専門家をフランスの公文書館へ留学させることにより外国の進んだ公文書の管理技術を取り入れている。

ベトナムの公文書館は、日本のODAにより最新の保存修復機器等を多数導入しており、保存文書(古書等)の修復に日本の和紙を使用するなど、日本との関係が深い。

所蔵資料の文字(漢喃(Han-Nom)、フランス語、英語、ベトナム語)が多彩であり、所蔵資料が諸外国の支配や介入を受けたベトナムの苦難の歴史を証明する資料となっている。

所蔵資料の媒体(紙、版木、フィルム、写真、図表、音声記録、視聴覚テープなどが)が多彩であり、資料を時代の媒体に合わせて総合的に保存している。

国立公文書センターの閲覧室の利用に当たっては、原則として研究機関等の紹介状等が必要である。

所蔵資料の閲覧及び複写はすべてベトナム国家記録文書局の許可制となっており閲覧申請から許可までに相当の時間(1週間程度)を要する。

国立公文書センターの所蔵資料の目録には閲覧室用と業務用がある。